柏原市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱

制定　令和３年４月１日
改正　令和５年２月１日
改正　令和７年４月１日

（目的）
第１条　この要綱は、下水道マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象デザイン）
第２条　この要綱の対象となるデザインは、別図１から別図３のとおりとする。

（使用の申請）
第３条　デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、柏原市下水道マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（様式第１号。以下「使用承認申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認申請書の提出は不要とする。
(1) 本市及び本市職員が業務又は広報の目的でデザインを使用するとき。
(2) 国及び地方自治体が業務又は広報の目的でデザインを使用するとき。
(3) 報道機関が報道又は広報の目的でデザインを使用するとき。

（使用の承認）
第４条　市長は、使用承認申請書の提出があったときは、デザインの使用の可否を決定し、その旨を柏原市下水道マンホール蓋のデザイン使用（承認・不承認）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を認めないものとする。
(1) 本市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき。
(2) 不当な利益を得るためにデザインを使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。
(4) 自己の商標、意匠等として独占的にデザインを使用し、又はそのおそれがあると認めるとき。
(5) 特定の個人、法人、政治、思想又は宗教活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれがあると認めるとき。
(6) 本市の事業又は本市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認めるとき。
(7) 市長が別に定める仕様に従ってデザインを使用しない、又は使用しないおそれがあると認めるとき。
(8) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77

号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認める者がデザインを使用するとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長がデザインの使用について不適当と認めるとき。

２　市長は、デザインの使用の承認決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（使用に係る費用）

第５条　デザインの使用は、無償とする。

（使用期間）

第６条　デザインを使用できる期間は、１年以内とする。ただし、１年以内とすることが実情に即さないと市長が認めるときは、５年以内とすることができる。

２　デザインの使用の承認決定期間満了後において、引き続きデザインを使用しようとするときは、デザインの使用の承認決定期間満了前に新たに第４条に規定する使用の承認決定を受けなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、デザインの使用の承認決定を受けた者（以下「使用者」という。）で当該承認決定に係る物品の在庫を有するものは、当該承認決定における期間満了後においても当該在庫を処理するまでの間は、引き続きデザインを使用することができる。

（使用上の遵守事項）

第７条　使用者は、デザインの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインの使用の承認決定を受けた用途のみにデザインを使用すること。

(2) デザインの改変を行わないこと。

(3) 第４条第２項の規定により付された条件に従ってデザインを使用すること。

(4) デザインを使用する物品等の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その形状、寸法等が分かる写真等）を、デザインを使用する前に市長に提出すること。

(5) 市長が必要と認める場合を除き、デザインの使用の承認決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

(6) 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標の登録又は知的財産に関する一切の権利の設定若しくは登録を行わないこと。

(7) 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令を遵守すること。

(8) デザインを使用する物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないよう管理監督すること。

(9) デザインを使用する物品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

（承認内容の変更）

第８条　使用者は、デザインの使用の承認決定を受けた内容を変更しようとするときは、柏原市下水道マンホール蓋のデザイン使用変更承認申請書（様式第３号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該変更の承認の可否を決定し、その旨を柏原市下水道マンホール蓋のデザイン使用変更（承認・不承認）決定通知書（様式第４号）により、使用者に通知するものとする。なお、第７条の規定は、前項の場合について準用する。

（承認の取消し等）

第９条　市長は、使用者がこの要綱の規定に違反したとき、第４条第１項各号に該当すると認められるとき、又は偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるときは、その承認を取消し、使用を差し止め、又は必要な指示等をすることができる。

２　市長は、前項による承認の取消しを決定したときは、その旨を柏原市下水道マンホール蓋のデザイン使用承認決定取消通知書（様式第５号）により、使用者に通知するものとする。

３　市長は、承認の取消し等をした者に対して、製作物の回収を求めることができる。

４　デザインの使用の承認決定の取消しにより生じた損害について、本市は一切の責任を負わない。

（使用状況の報告）

第１０条　使用者は、デザインの使用期間が終了したとき、又はその他市長が必要と認めるときは、デザインの使用状況について、柏原市下水道マンホール蓋のデザイン使用報告書（様式第６号）により、市長に報告しなければならない。

（損害等の責任）

第１１条　使用者がデザインの使用によって、又はデザインの使用した物品等を原因とする事故等により第三者に対して与えた損害等については、本市は、損害賠償その他の法律上の一切の責任を負わない。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別図１（第２条関係）　柏原市 汚水

別図２（第２条関係）　柏原市 雨水

別図３（第２条関係）　柏原市 合流